

第4回 河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会

議 事 要 旨

日 時：2008年2月4日（月） 15:00～17:00

場 所：国土交通省会議室（合同庁舎3号館4階 特別会議室）

1. 報告書修正案について

事務局より、パブリックコメントでの指摘事項とその対応及び政策レビュー報告書修正案について説明した。

(1) 河川整備計画・河川環境管理計画等との関連について

- ・河川環境管理基本計画について、91頁に「新たな立案を進める」という修正がしてあるのは、自然環境の保全のような議論は河川環境管理基本計画に入れるのではなく、別途新たなものを考えているということなのか。

（事務局）御指摘の箇所については、中小河川ではまだ河川環境管理基本計画ができておらず、そのような河川についても新しく環管計画を作成していくことが管理面の取り組みを拡大することのひとつである、として追記している。

- ・評価すべきプログラムが、個別の川の整備計画に反映されたかということも評価したほうがよかったのではないか。

（事務局）今回評価した施策が整備計画で個別の川に反映されたかということについては、本文に書き加えたい。

(2) (仮) 多自然河川戦略について

- ・コメント No.87 の（仮）多自然河川戦略の位置づけに関する意見への回答がよくわからない。

（事務局）当委員会において、河川環境への取り組みは個別事業単位ではなく水系や流域の視点で戦略的に進めるべきという議論がされたことを受けて、行政として数年間の河川環境への取り組みをまとめるものが（仮）多自然河川戦略であり、このような主旨を追記する。

- ・多自然河川戦略について、市民団体はこれによって何が起こると期待したらよいのか。整備計画が策定済みの河川においてもこの戦略によってまた動きがあると考えてよいのか。

（事務局）これまで各河川で個別の取り組みを行っていたが、水系全体としてどういう意図でやってきたかが明確でないという指摘があった。多自然河川戦略は、水系ごとにそういうことを意識しながら、管理面を含めて、川の生物の環境をよくする取り組みを見直していきたいと考えている。

(3) 都市部の河川について

- ・資料2の15頁に神田川に関する意見があるが、神田川のような手が打てなかった、もう既に川ではなくなってしまったものをどうするかという課題について記載していない。

- ・やり残した仕事として、上記のような課題があるという記述をしてもらえればよい。大きな課題が残っているということを明記しておいたほうがよい。

- ・このような問題の根源は、まちづくりについて行政機関の横のつながりが弱かった、あるいは全体として考えてこなかったということである。魅力ある水辺空間の整備やまちづくりのための行政の連携について記載してはどうか。

- ・都市河川行政の反省点をどこかに記載できないか。

- ・都市河川では管理省庁の違いから河川管理者が主導で河川環境施策に取り組めなかったということが問題である。河川管理者が主導で取り組めなかったことについての反省点が必要である。

- ・農水省との調整が課題となっている。河川管理者が河川環境学習を主体的に取り組む際、河川の水生生物の取り扱いについて問題となっている。

（事務局）行政間の連携不足や、過去の反省点等について修文する。

(4) 調査・研究について

- ・河川生態学術研究などの調査研究を体系立てて促進していく必要があると研究の重要性を書いていることはよい。
- ・自然再生等の順応的取組みが必要な事業と連携させて、科学的な調査・研究をすることが重要。外来種対策や自然再生事業などの個別事業に関わる調査・研究も現状では十分でないので、事業と一体となった調査・研究を重視していく必要がある。
(事務局)「具体的な目標を掲げ、具体の事業と関連した科学的調査の推進と河川生態学術研究などの調査研究を体系立てて促進していく必要がある。」といった修正を行う。

(5) 今後の方向・総括について

- ・131頁の学ぶ、つなぐ、ひろげるのイメージ図は、シンボリックにつくりあげてほしい。
- ・131頁の図の「拡げ」はひらがなのほうがよい。つなぎ、ひろげ、まなぶというように、やさしいほうがよい

(6) レビュー結果の広報について

- ・当報告書の内容を今後一般にわかりやすくPRすべきであるが、その方法はどのように考えているのか。
- ・市民連携についての記述は、これどおりになれば素晴らしい川が戻らと思う。市民がどう理解して、どうつなげていけるかということ次第である。
(事務局) 今回のレビューの内容を一般の方々にもわかりやすく理解できるような資料の作成を現在進めている。

(7) 今後のとりまとめについて

- ・今日の意見を踏まえて事務局で修正し、修正内容の確認は委員長一任とする。

以上